

令和健康科学大学 副学長選考規程

(目的)

第1条 この規程は、令和健康科学大学（以下「本学」という。）副学長の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 副学長は、人格、識見ともに優れ、学長を助け、副学長としての職務を処理し得る者とする。

(副学長の選考)

第3条 副学長の選考は、学長が必要と認めたときに行う。

2 副学長の職務は、学長が定める。

(副学長の任期)

第4条 副学長の任期は2年とし、再任することができる。

2 前項に関わらず、学長が交代した場合、任期は終了する。

(候補者の推薦)

第5条 学長は、副学長候補者を選考し、理事長に推薦する。

(解任)

第6条 学長は、副学長が各号のいずれかに該当するときは、当該副学長の解任を理事長に上申する。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 その他学長が副学長に適しないと認めるとき。

(副学長の任命等)

第7条 副学長の任命は、学長の推薦により理事長が行う。

2 副学長の解任は、学長の上申により、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。